

第 1 7 号 議 案

新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 9 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する 条例

新宿区職員の退職手当に関する条例（昭和 33 年新宿区条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 8 項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第 12 項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

付則第 14 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 13 条第 8 項（第 4 号に係る部分に限り、同条第 9 項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第 12 項の規定は、退職職員（退職した新宿区職員の退職手当に関する条例第 2 条第 1 項に規定する職員をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（提案理由）

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 26 号）の施行による雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の改正に伴い、就業手当に相当する退職手当に関する規定を削除する等所要の改正を行う必要があるため